

## 指定管理者評価制度の概要

### 1 目的

指定管理者制度を導入した施設について、サービスの履行、安全管理、法令遵守等の指定管理者が守るべき事項の確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営業務に反映することで、サービスの一層の向上を図る。

### 2 評価方法等

大規模改修工事等により1年を通じて通常の施設運営を行わなかった場合は、原則として評価を実施しないものとする。(東京都指定管理者制度に関する指針) →令和5年度は日本橋駐車場が該当

#### (1) 一次評価：所管局による客観的評価

	八重洲・宝町・新京橋・東銀座	板橋四ツ又
① 確認項目	40 項目	42 項目
② 標準点	50 点	52 点
③ 満点	100 点	104 点
④ 採点	・各項目について3段階で評価	

評価内容	得点
水準を上回る	2 点
水準どおり	1 点
水準を下回る	0 点

・確認項目中、「安全性の確保」、  
「利用の状況（収益性）」等を特に重視し、  
得点を2倍にする配点

#### ⑤ 評価基準

評価	確認項目評価の得点の合計点	八重洲・宝町・新京橋・東銀座	板橋四ツ又
S	「標準点（全確認項目が「水準どおり」の評価を受けた場合の合計点）の1.33倍（小数点以下切上）」点以上	67 点以上	70 点以上
A	「標準点の1.25倍（小数点以下切上）」点以上かつ 「標準点の1.33倍（小数点以下切上）-1」点以下	63 点～66 点	65 点～69 点
B	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）+1」点以上かつ 「標準点の1.25倍（小数点以下切上）-1」点以下	45 点～62 点	46 点～64 点
C	「標準点の0.88倍（小数点以下切捨）」点以下	44 点以下	45 点以下

#### (2) 二次評価：評価委員会による専門的評価

##### ① 評価基準

評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

##### ② 評価委員会 審議等の原則公開、議事録の公開

#### (3) 総合評価：所管局による総合評価

一次評価結果及び二次評価結果に基づき、所管局が総合評価を決定し、評価結果を公表する。